

川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

川越市長 森 田 初 恵

川越市条例第 2 8 号

川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４３年条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表第１執行機関の部公平委員会の項中「年額」を「日額」に、「８１，９００円」を「１７，０００円」に、「６６，８００円」を「１５，０００円」に改め、同部固定資産評価審査委員会の項中「９，０００円」を「１５，０００円」に、「８，０００円」を「１２，０００円」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。